

定住自立圏形成協定書

延岡市 椎葉村

定住自立圏形成協定書

延岡市（以下「甲」という。）と椎葉村（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日の効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成22年1月7日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長

首藤 云治

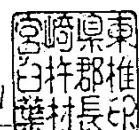


乙 東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地20

椎葉村

椎葉村長

椎葉 晃充



別表第1（第3条第1項第1号関係）

① 地域医療

圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。 (2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3)乙と共同し、医師等の確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。
	乙の役割	(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。 (2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。 (3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。
初期救急医療体制の確立	取組の内容	初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。
	甲の役割	(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。 (2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。 (2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。

② 産業の振興及び雇用の場の確保

鳥獣被害防止対策	取組の内容	圏域の山村の機能保全及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を進める。
	甲の役割	(1)関係住民との連携を図りつつ、乙と鳥獣被害に関する緊密な情報交換を行う。 (2)乙と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行い、被害の軽減、防止に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)関係住民との連携を図りつつ、甲と鳥獣被害に関する緊密な情報交換を行う。 (2)甲と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行うとともに、被害の軽減、防止に取り組む。
圏域観光の推進	取組の内容	圏域の豊かな海浜環境、森林環境、文化、神話・伝説等の観光資源を有効活用し、熊本県及び大分県の自治体とも協力しながら、観光産業の振興を推進する。
	甲の役割	愛宕山、日豊海岸、祖母傾国定公園等の自然を活かした観光や、神話、食を活かした観光の振興を図るなど、延岡市観光振興ビジョンの推進に取り組みつつ、乙と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携し、圏域の調整を図りながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。
	乙の役割	鶴富屋敷や、八村杉、上椎葉ダム、平家まつり等、乙の区域の観光資源の魅力を高めるとともに、甲と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携しながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。

③ 福祉

次世代育成支援対策	取組の内容	圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。
	甲の役割	(1)ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。 (2)甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。 (3)甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。

	乙の役割	(1) I C T 基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。 (2)乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。 (3)乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。
--	------	--

④ その他

消防相互応援体制の整備	取組の内容	圏域において、市町村単独では対応することのできない大規模災害及び特殊災害が発生した場合に、甲及び乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限にとどめる。また、甲の訓練施設や防災研修センター等を活用し、地域防災力の向上を図る。
	甲の役割	(1)乙の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減に取り組む。 (2)乙の地域防災力の向上を図るため、乙の求めに応じ、乙が甲の訓練施設や防災研修センター等を利用することができるよう調整を図る。
	乙の役割	(1)甲の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減に取り組む。 (2)甲の訓練施設や防災研修センター等を利用し、地域防災力の向上を図る。
大学との連携	取組の内容	大学の持つ専門知識や施設を活用し、生涯学習の推進や人材育成、地域福祉の向上、地域振興を図るための取組を行う。
	甲の役割	(1)圏域住民を対象に、九州保健福祉大学の教員による、医療・福祉等に関する専門性の高い講座や講演会を開催する。 (2)乙と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)乙の区域の住民を対象に、甲が実施する講座の受講者や講演会の参加者の募集を行う。 (2)甲と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行う。

別表第2（第3条第1項第2号関係）

① I C T 基盤の整備活用

地域情報ネットワークの構築	取組の内容	圏域内の情報格差を是正することで、地理的な格差を克服し、産業振興や若者の定住人口の増大を促すため、圏域でケーブルテレビ網、光ケーブル網等を共用し、各自治体の行政情報や防災情報の共有を図るとともに、地上デジタル放送への対応、多チャンネルサービス、インターネットサービス、I P電話サービス等を提供できる環境を構築する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	乙と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	(1)甲と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究する。 (2)乙の区域の光ケーブル網を整備する。
I C T による遠隔医療、遠隔教育等システム構築の研究	取組の内容	圏域内のケーブルテレビ網や光ケーブル網を使って、テレビ会議システム等を導入し、遠隔医療や遠隔教育等のシステム構築に向けた研究を行う。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	乙と共有することができるシステムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	甲と共有することができるシステムの構築について共同で研究する。

② 高速交通網及び幹線・生活道路の整備、活用

交通ネットワークの整備充実	取組の内容	交流人口の増大や企業誘致の推進並びに救急患者の搬送路及び災害時の迂回路の確保を図り、圏域経済の活性化や安心して暮らせる地域の創造を推進するため、東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線及び圏域の幹線道路の整備促進や生活道路の整備推進を図る。
	甲の役割	(1)東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期整備を図るため、建設促進決起大会の実施等の取組について調整を図り、乙と共同してこれを実施する。 (2)国道10号、国道218号、国道388号、主要地方道北方北郷線、主要地方道北方土々呂線、一般県道古江丸市尾線、一般県道八重原延岡線及び一般県道土々呂日向線等の整備を促進する。

	乙の役割	(1)東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期整備を図るため、甲と共に、建設促進決起大会の実施等に取り組む。 (2)国道265号、国道327号、国道388号及び一般県道上椎葉湯前線等の整備を促進するとともに、村道椎葉矢部線、村道椎葉五家荘線、村道大河内桑の木原線等の整備に取り組む。
--	------	---

別表第3（第3条第1項第3号関係）

① 圏域住民の人材育成

地域の資源を活かした人材育成	取組の内容	圏域の歴史、文化、伝統、自然、産業、公共施設及び人材等の地域資源を活用し、圏域の将来を担う青少年の健全育成や地域のまちづくりリーダーの養成等に取り組む。
	甲の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、乙と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、甲と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行う。

② 職員の交流

行政職員の人材育成	取組の内容	圏域の活性化や住民サービスの向上を図るため、行政職員の業務遂行能力の育成のための研修を行う。
	甲の役割	圏域の職員による税、国民健康保険及び圏域観光等に関する研修の実施に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	圏域の職員による税、国民健康保険及び圏域観光等に関する研修に参加する。

③ 外部人材の活用

I C T 基盤を活用した生活機能の強化に係る検討	取組の内容	ケーブルテレビ網や光ケーブル網等の I C T 基盤を医療、教育及び産業等様々な分野において最大限に活用し、定住のための機能確保や地域の活性化を図る方法を検討する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	(1)乙と共同して、I C T 基盤を活用した事業のあり方について検討を行うとともに、検討にあたっての調整を図る。 (2)(1)の取組を推進するため、甲及び乙が必要と認める圏域外の専門家の招へい等を行う。
	乙の役割	(1)甲と共同して、I C T 基盤を活用した事業のあり方について検討する。 (2)(1)の取組を推進するため、甲の行う専門家の招へい等に協力する。

④ その他

自治体電算システム機能の共同調達	取組の内容	自治体業務を処理する電算システム機能の複数自治体による共同調達を推進し、業務処理の経費削減を図るとともに、住民サービスの向上を目指す。
	甲の役割	共同調達による自治体電算システム機能の本格稼動を目指し、圏域の調整を図る。
	乙の役割	共同調達による自治体電算システム機能の利用の可能性を検討する。